

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(高浜1, 2, 3, 4号炉設置変更(津波警報が発表されない可能性のある津波への対策))【11】」

2. 日時：令和2年5月15日 15時30分～18時15分

3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室(TV会議システムを利用)

4. 出席(※・・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

小山田安全規制調整官※、岩田安全管理調査官※、名倉安全管理調査官※、江崎企画調査官、深堀上席安全審査官、石井主任安全審査官、永井主任安全審査官※、藤原主任安全審査官※、松野安全審査専門職※、立元審査チーム員※、府川審査チーム員

関西電力株式会社：

原子力事業本部 原子力技術部長 他10名※

5. 要旨

(1) 関西電力から、高浜発電所の原子炉設置変更許可申請(津波警報が発表されない可能性のある津波への対策)について、本日の提出資料に基づき説明があった。

(2) これに対し、原子力規制庁は事実確認等を行ったが、十分な事実確認ができなかったことから、以下の点について詳細な説明を求めるとともに、引き続き申請内容を確認することとした。

○基準津波の選定方針及び理由については、取水路防潮ゲートの閉止及びその判断条件に関する審議を含めた耐津波設計での対応を考慮の上で、以下の点を踏まえ、説明すること

- ・前回合合提示の基準津波5及び基準津波6を不採用とした事業者の考え方
- ・基準津波の選定方針及び理由は基準津波の策定で閉じる内容であること
- ・各評価点で最高水位・最低水位となる波源を選定するという方針が適切かどうか
- ・選定理由の観点から、基準津波2と基準津波3及び基準津波4との差別化が明確になっているか

○入力津波に関する記載事項だけでなく、基準津波についても、本文記載事項及び添付書類六への記載事項について準備をしておくこと

○ゲート閉止トリガー設定の妥当性を示すために、その確認方法を含めてトリガーの設定方針を説明すること

○基準津波3及び基準津波4からトリガー設定に至る考え方を説明すること

○資料4においてもトリガー設定に対する考え方を説明すること

○解析の不確実性に対する定量的な説明については、まとめ資料の中で説明すること

○漂流物の影響評価に関する輸送車両の滑動については、輸送車両と防潮堤との高低

- 差及び距離を踏まえた上で、津波波力を考慮した場合の影響を説明すること
- 構内の車両の退避について、基準津波 1 及び基準津波 2 については地震随件事象であることから、地震による構内の被害を踏まえた退避ルートの妥当性を説明すること
- 車両の退避について、構外潮位計が欠測時の対応を、構内潮位計での津波検知における余裕等を踏まえて説明すること

(3) 関西電力から、了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・高浜発電所 原子炉設置変更許可申請 【津波警報が発表されない可能性のある津波への対応】説明スケジュール（案）
- ・高浜発電所 原子炉設置変更許可申請 コメント整理表【津波警報の発表されない可能性のある津波への対応】
- ・高浜発電所 原子炉設置変更許可申請 【津波警報が発表されない可能性がある津波への対応に係る指摘事項への回答について】
- ・高浜発電所 原子炉設置変更許可申請 【津波警報が発表されない可能性がある津波への対応に係る耐津波設計について】
- ・基準津波の選定方針
- ・基準津波の選定方針（プロット版）

以上